

【ドイツ】 脱原発のための原子力法改正

海外立法情報課・渡辺 富久子

* 2022 年末までに脱原発を完了するための第 13 次原子力法改正法が、議会で成立した。1980 年までに稼働開始した原子炉 7 基及び事故を起こしている原子炉 1 基は閉鎖することとし、他の 9 基の原子炉は 2015 年から 2022 年までに段階的に稼働停止とする。また、厳冬期に停電のおそれがあるため、閉鎖する 8 基の原子炉のうち 1 基は必要に応じて稼働を再開できるよう、2013 年の春まで待機状態とすることが可能とされた。

原子力法改正の経緯

ドイツでは、2002 年に当時の社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権が 2022 年頃までに脱原発を完了するための原子力法改正を行った（2002 年法）。だが、2010 年 12 月に、現在のキリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と自由民主党（FDP）の連立政権は、2022 年に脱原発を完了すると必要な電力を賄う見通しが立たなくなるとの理由で、再生可能エネルギー等の整備が進むまでの移行措置として原子力発電を位置づけ、原発の稼働期間を最長で 14 年延長するための原子力法改正を行った。

2011 年 3 月 11 日以降の福島第一原発の事故を受け、脱原発の世論が強まり、ドイツ政府は、脱原発のスケジュールをほぼ 2002 年法の状態に戻すための第 13 次原子力法改正法案を 6 月 6 日に閣議決定した。法案は、6 月 30 日に連邦議会、7 月 8 日に連邦参議院を通過した。

第 13 次原子力法改正法の内容

法律の主な内容は、脱原発の完了時期を 2022 年末とし、各原発の稼働停止時期を明確にしたことである。福島第一原発の事故後、メルケル首相の指示により、1970 年代に稼働を開始した 7 基の原子炉と、2007 年から事故のため稼働を停止していた 1 基の原子炉の稼働が一時停止されていたが、これらの 8 基の原子炉については、再稼働しないことが定められた。残りの 9 基の原子炉については、2015 年、2017 年、2019 年に各 1 基の原子炉、2021 年、2022 年に各 3 基の原子炉が段階的に停止される（第 7 条第 1a 項）。

2002 年法では、原発の設備投資を償却し、適当な利益を上げるために各原子炉の稼働年数を 32 年と見込み、原子力法の附則 3 で、各原子炉の残余電力量を定めた。各原子炉は、残余電力量を発電し終わるまで稼働が可能であった。残余電力量をすべて発電しないで稼働を停止した原子炉の残余電力量は、他の原子炉に譲渡することができるとされた。そのため、2002 年法では各原子炉の具体的な稼働停止時期が定められていなかった。

今回の原子力法改正では、各原子炉の稼働停止時期を明文で定め、残余電力量をす

べて発電していなくても、その時期には稼働を停止しなければならないとされた。稼働停止時期は、各原子炉の稼働年数が 32 年以上となるよう設定された。そして、従前と同様、稼働を停止した時に残余電力量をすべて発電していない場合には、残余電力量を他の原子炉に譲渡することができることとされた。

また、厳冬期に暖房のための電力需要が増え、停電となることを防ぐために、連邦ネットワーク庁（Bundesnetzagentur）は、閉鎖が決まった原子炉 8 基のうち適切な 1 基を、2013 年 3 月 31 日まで電力生産が可能な状態（待機状態）で維持するよう、2011 年 9 月 1 日までに指定することができると定められた（第 7 条第 1e 項）。

エネルギー供給構造改革のための法律

脱原発を定める第 13 次原子力法改正法とともに、エネルギー供給構造を改革するための 7 つの法律案が閣議決定され、議会で審議された。そのうち 6 つが成立した。住宅の省エネ改修に対する税制優遇措置法案については、税収が減るとの理由で、州の代表により構成される連邦参議院が法案に同意せず、両院の法案合同審査会で協議する予定である。以下に、制定された 6 つの法律のうち、主要な 4 つの法律の内容を紹介する。

- ・再生可能エネルギー法の改正により、電力供給に占める再生可能エネルギーの割合を 2020 年に 35%、2050 年に 80% と目標が引き上げられた。また、洋上風力発電による電力の買取補償額が引き上げられた。現在、消費者は、再生可能エネルギーのために 1 キロワット時の電力使用につき 3.5 セントを負担しているが、負担増を避けるため、バイオマスによる電力の買取補償額が引き下げられた。
- ・エネルギー経済法の改正により、新築建物若しくは大規模に改修される建物又は年間 6,000 キロワット以上の電力を消費する建物には、スマートメーターを備えなければならないとされた。
- ・送電網の整備を迅速化するための法律が制定され、送電網の整備計画における連邦と州の管轄の見直しが行われた。送電網の整備計画の管轄は州にあるが、複数の州にわたる高圧送電網の計画の場合には、連邦（連邦ネットワーク庁）が管轄することになった。また、現在手続に要する時間は 10 年程度であるが、4～5 年に短縮される見込みである。計画の早い段階で、州、地方公共団体及び住民が手続に参加する。
- ・特別財産「エネルギー・気候基金」の設立に関する法律の改正により、2013 年から始まる排出量取引の収入すべてが基金に入れられることになった。これまでは、原発を運営する電力会社が払う核燃料税の一部を基金の主な資金源と予定していたが、原発の稼働期間を短縮したため、核燃料税から資金が入る目途が立たないためである。

参考文献

- ・Entwurf eines Dreizehnten Gesetzes zur Änderung des Atomgesetzes (Deutscher Bundestag, Drucksache, 17/6070, 17/6361).